

軽自動車税のしくみ

▼問合せ 税務課
☎62-2153

軽自動車税は、軽自動車等を毎年4月1日現在で所有（登録）している場合に、年税額で課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくこととなります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

手続き場所

- ・原動機自転車・小型特殊自動車 役場税務課窓口
- ・軽自動車（三輪・四輪） 軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112
- ・小型二輪自動車・軽二輪自動車 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027

注意とお願い

- ・現物を廃棄処分しただけでは登録が残ります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人等に譲渡した場合も名義変更が必要です（手続き漏れの場合前所有者に納税通知書が送られます）。
- ・盗難に遭われた場合でも警察の盗難届とともに廃車手続きが必要です。

嵐丸ナンバープレート 希望番号を選べます！

▼問合せ 税務課
☎62-2153

町中で走行しているバイクにかわいい嵐丸くんが描かれたナンバープレートを見かけたことはありませんか？

嵐山町を全国にPRするため、原動機付自転車第一種（50cc以下）のご当地ナンバープレートを交付しています。また、町民の皆さんに嵐山町の愛着をより深めていただくため、ご当地ナンバープレートに限り、無料で希望の番号を選べます。ただし、番号は在庫の中からとなり、先着順です。

なお、新規登録だけでなく、現在使用中のナンバープレートの交換もできます（番号変更による自賠責保険等の手続きが必要になる場合があります）。この機会にぜひ嵐丸くんナンバープレートにしてみませんか。

交付場所

税務課

交付時間

月～金 8時30分～17時15分

土曜日 8時30分～12時

必要書類

- ◎新規登録の場合
- ・身分証明書（免許証等）
- ・印鑑
- ・販売証明書などの車名及び車台番号のわかるもの

水道の漏水にご注意ください

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

- ・夜、水の音がする
- ・排水のほかに水が出ている
- ・壁、地面に常に濡れている所がある
- ・水道使用量が顕著に増えた

このようなときは、地下や床下等で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

漏水の確認方法

家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのバイロット（写真参考…銀色の羽車）が回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。



漏水修理について

ご自身で、町指定の給水装置工事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。 ※修理費用は、自己負担です。

水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、給水装置の管理はご自身が行なうため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

水道料金の軽減制度

- ・宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。
- ・軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。
- ・この制度を受けることができるのは、同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。
- ・漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

軽減の対象となる漏水

発見困難な地下等での漏水

軽減の対象とならない漏水

- ・事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水
- ・同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地で同一箇所の漏水
- ・町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

軽減の対象期間

漏水していた期間のうち、原則漏水修繕を実施した直近1定期検針分について軽減対象とします。

軽減となる水道料金の算出

軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金

- ◎交換の場合
- ・身分証明書（免許証等）
- ・印鑑
- ・旧ナンバープレート



嵐丸くんと一緒にドライブしませんか

町県民税（第四期）の納期限は2月1日です

▼問合せ 税務課
☎62-2153

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所において、納期限内に納付をお願いいたします。

口座振替の方は、2月1日（月）に所定の口座から引き落としされます。通帳残高のご確認をお願いします。

軽減申請書の提出

申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明を受け提出してください。

軽減決定の通知

申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知は給水装置使用者あてに送付します。

水道メーターの交換にご協力をお願いします

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

皆さまのご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換していますので、ご協力をお願いします。

メーター交換作業に際して対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキにて郵送しております。交換作業は、町が依頼している業者が行います。（お知らせに記載されています。）

交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がございます。透明度を確認してからご使用ください。

ご不在の場合でも交換させていただきます。ご了承ください。

調理職員・介護職員の募集です！！

・平成31年4月に特別養護老人ホームつきがわがオープンしました。

- ・きれいな職場です。
- ・働きやすさを目指しています。

住所 東秩父村坂本1308-8(旧西小学校跡地)

問合せ先 社会福祉法人 太陽の会 担当 神宮

☎0493-81-2424-070-3982-8513 広告

水道水の漏水調査を実施します

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

町では、限りある水資源の有効活用や陥没による事故等を未然に防止するため、道路や宅地内に埋めてある水道管の漏水調査を毎年行っています。

調査期間

1月～3月頃

調査地区

平澤、千手堂、遠山、鎌形、大蔵、根岸、将軍沢

実施業者

株式会社サンスイ

※調査の内容により皆様のご自宅などの敷地内に身分証明書を携行した調査員が立ち入りさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。

